

神石高原町観光EVカーシェアリングについて「よくある質問」

Q01:カーシェアリングとは、なんですか？

A01:登録を行った会員間で特定の自動車を共同使用するシステムの事で、短時間利用に設定されています。

Q02:カーシェアリングとレンタカーとはどこが違うのですか？

A02:「車を借りる」ということではレンタカーと同じですが、従来のレンタカーを借りる時のように面倒な手続きが必要なく、マイカー感覚でご利用できます。

Q03:利用するためには何か資格や条件が必要ですか？

A03:運転免許証と事故等の連絡のため携帯電話が必要です。

Q05:法人での入会もできますか？

A05:申し訳ありませんが、できません。

Q06:携帯電話を持っていないのですが、利用は可能ですか？

A06:事故時の連絡等に携帯電話が必要なため、携帯電話をお持ちでない会員様からのお申し込みはお断りさせていただいております。

Q07:使用する費用は、かかりますか？

A07:電気自動車の充電器利用料として、500円いただきます。

Q08:領収書を発行できますか？

A08:領収書の発行は行っておりません。

Q09:保険には入っていますか？ 具体的な補償内容は？

A09:対人・対物補償は無制限、車両補償は車両時価額(ただし免責額 5 万円)、人身傷害1名あたり限度額3,000万円(死亡時) 入院、通院、治療費の総損害額を補償することとなっております。

Q10:どんな車ですか？

A10:三菱自動車製の電気自動車「I-MIEV(アイミーヴ)」です。国交省の指定の測定方法(JC08)では、走行距離は180kmです。但し、空調(特に暖房)使用、急発進、急加速等により、走行距離が短くなります。フルに暖房を使用すると1/2(90km)以下になることもありますので、エコモードで、暖房は控えめ、ゆっくりとしたアクセルワークをお願い致します。また、下り坂、停車前の減速時に、回生ブレーキによりモーターで電気を発電し、バッテリーに充電します。

Q11:車を選べますか？

A12:1台しかないので、選択できません。

Q13:チャイルドシートの貸出サービスはありますか？

A13:申し訳ございません。会員様御自身でご用意願います。

Q14:カーナビはありますか？

A14:タブレット端末をカーナビとしてご利用いただけます。既設のカーナビは、タブレットホルダーを設置しているため使用できません。なお、タブレット端末を車外に持ち出すことはお止めください。

Q15:ETCは使えますか？またCDで音楽は聴けますか？

A15:ETCは設置していません。タブレットホルダーを設置しているためCDは聴けません。

Q16:使用時間は？

A16:使用時間は12:00～17:00までです。

Q17: 予約時間は？

A17: 9:00～15:00の間です。

Q18: 予約は何日先まで入れられますか？

A18: 翌日の予約のみ可能です。

Q19: 予約の変更・キャンセルは可能ですか？

A19: 予約変更はいつでも可能です。自然食レストラン「高原の風」までご連絡ください。
(0847-85-3303)

Q20: 予約した使用開始時間に遅れたら？

A20: 使用開始時間に遅れても、ご予約された使用時間内であればいつでも使用を開始できます。
ただし使用終了時間を超えてしまうと、予約取り消しになります。

Q21: 使用している最中に、使用時間の延長はできるのですか？

A21: 携帯電話から使用の延長の連絡を、自然食レストラン「高原の風」までご連絡ください。なお、使用時間は12:00～17:00までです。

Q22: 予定時間に返却できないときは、どうすればよいですか？

A22: 自然食レストラン「高原の風」までご連絡ください。(0847-85-3303)
返却が遅れると充電、なるべくゆとりをもった時間で行動をお願いします。

Q23: 都合により時間内に戻れそうにない！どうすればいいですか？

A23: 自然食レストラン「高原の風」までご連絡ください。(0847-85-3303)

Q24: 乗り捨てできますか？

A24: 乗り捨てはできません。自然食レストラン「高原の風」に必ずご返却ください。

Q25: 会員以外の方が運転しても構いませんか？

A25: ご予約した車は、必ず会員ご本人か指定運転者が運転してください。

Q26: レンタカーや運転代行等の事業に利用できますか？

A26: 自動車運送事業やそれに類する行為でのご利用はできません。

Q27: ペットを車に乗せることはできますか？

A27: ペットの乗車は禁止となっています。
ペット用ケージに入れた場合でも車内への持ち込みはご遠慮ください。
ただし、補助犬の同乗は可能です。

Q28: 車内は禁煙ですか？

A28: 皆様に気持ち良く使用していただくために、車内は禁煙です。

Q29: 車内での飲食はできますか？

A29: 可能ですが、飲食後は車内の清掃をお願いします。
常にキレイな状態を保ち、皆様が気持ちよく使用できるよう心がけましょう。

Q30: 利用後の車の清掃は必要ですか？

A30: 管理者が定期的に洗車や清掃を行っていますが、会員制のため、次の方が気持ちよく利用できるよう車内をキレイにしてご返却ください。
なるべく汚さずに、ゴミは持ち帰り、汚れたものや臭いのきついもの(灯油等)を持ち込めないようにしてください。

Q31: 車の返却時に充電して返す必要がありますか？

A31: 充電は管理者で行います。

Q32: 返却した後に車内に忘れ物をした場合等、どうすればよいですか？

A32: 自然食レストラン「高原の風」までご連絡ください。(0847-85-3303)

Q33:車の鍵を紛失または損傷したらどうすればよいのですか？

A33:車の鍵の紛失、盗難、または毀損の場合、速やかに自然食レストラン「高原の風」までご連絡ください。(0847-85-3303)

車の鍵の再作製に関する実費相当額は会員様にご負担いただきますので、くれぐれもご注意ください。

Q34:使用中に交通違反をしたのですが、どうすればよいですか？

A34:現場の警察官や係員の指示に従い、ご対応をお願いいたします。

各種お手続き、反則金、諸費用につきましてはお客様のご負担とさせていただきます。

あわせて、自然食レストラン「高原の風」までご連絡ください。(0847-85-3303)

Q35:駐車違反の取り締まりにあった場合どうすればいいですか？

A35:駐車違反の取り締まりにあった場合には、速やかに該当の警察に出頭して指定の金融機関で反則金を納付した後、自然食レストラン「高原の風」にご連絡ください。(0847-85-3303)

あわせて、納付書の写しを提出頂きます。車両返却時に納付の確認が取れない場合には、駐車違反違約金 25,000 円をお支払い頂きます。

Q36:駐車違反車を放置したらどうなりますか？

A36:駐車違反の自認書を提出していただきます。

あわせて、必要な処置を取らせていただきます。

Q37:利用中に故障やキズつけた場合は、どうすればよいですか？

A37:車の使用中に車の異常、または故障を発見した時は直ちに運転を中止し、東海日動フリーコール(0120-119-110)と、自然食レストラン「高原の風」までご連絡ください。(0847-85-3303)

ご連絡頂くとともにその指示に従ってください。

ロードサービスのご案内、使用車の予約一時停止等のご対応をさせていただきます。

車両補償は、免責額 5 万円になります。車両の免責額はお客様に御負担をお願いします。

Q38:使用中に事故に遭ったのですが、どうすればよいですか？

A38:まずは、人命救助及び事故が繰り返さないように処置をお願いします。その後、救急車、警察、東海日動フリーコール(0120-119-110)と、自然食レストラン「高原の風」までご連絡ください。(0847-85-3303)

事故発生と処置(お客様自身と保険会社担当者でお願いします)

(1)運転手の現場措置 A)被害状況の確認

B)被害者の救護

C)危険防止の措置

D)警察への報告

E)証拠の収集(相手の過失を対象にしたもの)

(2)事故当時のメモ(後日の話し合いや損害賠償事件への対策としてメモをとる必要が有ります)]

A)被害者(相手側)の住所・氏名・年齢・職業

B)被害車両の番号

C)強制保険会社名と保険証書番号、加入年月日、その他任意保険の有無

D)損壊の箇所、程度

E)現場の状況、道路幅員

F)被害者の過失の有無程度

G)相手方の言い分

H)現場のスリップその他の衝突状況

I)目撃者の住所、氏名及び目撃内容

また、出来れば事故直後の状況を写真に撮影しておく、後日大きな力を発揮する事が有ります。

(3) 保険会社への報告(会員様自身でお願いします)

発生後は、直ちに東海日動フリーコール(0120-119-110)へ報告します。

報告は事実を曲げずに行い、過失相殺発生の可能性が有るものについては必ず保険会社の判断をあおぎ、後日の示談に対処出来るよう検討しておいてください。

事故の程度により調査人が査定人が鑑定人というように立会人が変わるため、損傷程度についてハッキリとした確認を必要とします。

(4) 事故に対する注意事項(会員様自身でお願いします)

A) 示談について 無断示談しない事(必ず保険会社の見解を聞く)

B) 警察届出について 事故発生直後に必ず届け出る事
届出不可能の時は自認書、理由書並びに第三者の現認書を提出

C) 写真見積りについて 写真撮影の義務付並びに登録番号の撮影

(5) 見舞いの励行(会員様自身でお願いします)

加害者は出来る限り病院へ見舞いに行きます。

回数を重ねる事により被害者の心証を良くし、後日の示談において相手も無理を言わなくなり、損害も最小限に留まる事が多いからです。

(6) 保険金請求手続き、自動車賠償責任保険の請求手続き、治療費に対する交渉、交通事故証明書等は、すべて会員様と保険会社担当者にしてもらってください。